

○防衛大学校における理工学研修生の人事の暫定取扱いに関する通達

昭和 37 年 1 月 23 日

海幕人第 414 号

改正 平成元年 6 月 17 日 海幕総務第 3040 号〔改元に伴う関

係通達の一部変更について（通達）5 項による改正〕

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

防衛大学校における理工学研修生の人事の暫定取扱いに関する通達

防衛大学校において研修することを命ぜられた者（以下「研修生」という。）の人事発令及びサービスの監督については、当分の間下記によることに定められたので、命により通達する。

記

1 人事発令

(1) 研修の発令

防衛大学校の研修生として理工学の研修を命ずる隊員については、部外研修に準じ、任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号）に規定する入校命令権者が次の書式により人事発令を行なうものとする。

「平成 年 月 日から平成 年（同年） 月 日までの間防衛大学校において研修を命ずる。

階 級 氏 名」

(2) 研修期間の変更の発令

研修期間を変更する場合の人事発令は次例による。

「研修の期間は平成 年 月 日までとする。

階 級 氏 名」

なお、研修期間の変更は、当該年度の末日を最終期限とする。

(3) (1) 及び (2) 並びに原所属への復帰にかかる発令は、すべて防衛大学校長の通報に基づき当該隊員の入校命令権者が行なうものとする。

2 サービスの監督

研修生は、サービスに関し防衛大学校長の監督を受けるものとする。

3 現に研修生である者に対する措置

現に防衛大学校の研修生である隊員については、当該隊員の研修開始の日にさかのぼり、1 に定めるところにより発令を行なうものとする。